

## 役員等の報酬等および費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、この法人の理事、監事、および評議員に対する報酬等および費用に関する取扱いにつき、その支給の基準を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- ① 「役員等」とは、この法人の理事、監事および評議員をいう。
- ② 「報酬等」とは、この法人の役員等に支給する職務執行の対価として支給する財産上の利益をいう。ただし、この法人の使用人として受ける財産上の利益は含まれない。
- ③ 「費用」とは、この法人の役員等に支給する職務の執行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費、通勤費、手数料その他の経費をいう。

### (報酬等の支給の基準)

第3条 役員等が、次に掲げる各号の業務に出席従事した場合、その出席従事にかかる対価として、後掲【別表】に掲げる金額を支給することができる。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) この法人が設置する委員会等
- (4) 監事の監査

2 第1項に定める報酬等は、次の者には支給しない。

- (1) この法人の設立母体である、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行および近畿大阪銀行またはそのグループ会社の役職員である者
- (2) 報酬等の受領を辞退する者
- (3) その他、報酬の支給が適切でないと判断される者

### (役員等に対する報酬等の総額)

第4条 前条第1項に基づく役員等に対する各年度の報酬等の総額は、次の金額の範囲内とする。

- (1) 評議員合計 100万円
- (2) 理事合計 100万円
- (3) 監事合計 40万円

### (費用の支給)

第5条 この法人の役員等の職務の執行に際し発生する費用については、その実費又はその相当額を支給することができる。

### (支給の時期)

第6条 報酬等の支給は、必要に応じ源泉税等を徴収のうえ、業務の終了後速やかに行う。

2 費用の支給は、必要に応じ、事前に支給することができる。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則 この規程は、この法人の設立登記の日から施行する。

【別表】

本規程第3条第1項の金額は、以下のとおりとし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額とする。

(業務の種類)	(金額)
(1)、(2)および(3)	1人1件あたり 3万円
(4)	1事業年度につき、1人一律 3万円

以上